松江市告示第 229 号

松江市販路開拓支援事業補助金交付要綱(平成25年松江市告示第143号)の一部を次のよう に改正する。

令和4年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲 げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応す

るものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応す			
るものを掲げていないものは、これを削る。			
改正後	改正前		
(定義)	(定義)		
第2条 略	第2条 略		
(1) • (2) 略	(1)・(2) 略		

(3) **Web** 商談 製造業を主たる事 業として営む中小企業者がインターネッ トを活用して実施する対面型でない商談 **及び営業活動**をいう。

(補助の対象等)

第3条 略

略		
補助金交付	市内の意欲ある中小企業者	
の目的	が自社製品や自社の技術力	
	を紹介するために島根県外	
	(海外を含む。以下「県外」	
	という。)で開催される展示	
	会等に出展する場合又は <u>Web</u>	
	商談を実施する場	
	合に必要な費用の一部を補	

- (3) <u>オンライン</u>商談 製造業を主たる事 業として営む中小企業者がインターネッ トを活用して実施する対面型でない商談 をいう。

(補助の対象等)

第3条 略

弗 3朱 哈 ————————————————————————————————————		
略		
補助金交付	市内の意欲ある中小企業者	
の目的	が自社製品や自社の技術力	
	を紹介するために島根県外	
	(海外を含む。以下「県外」	
	という。)で開催される展示	
	会等に出展する場合又は <u>オ</u>	
	<u>ンライン</u> 商談を実施する場	
	合に必要な費用の一部を補	

l 1		ı I	1	
	助することにより、新			助 <u>し支援</u> することにより、新
	規取引先の開拓、受注機会の			規取引先の開拓、受注機会の
	増大を推進し、市内産業の活			増大を推進し、市内産業の活
	性化を図る。			性化を図る。
交付の対象	販路開拓に係る次に掲げる		交付の対象	販路開拓に係る次に掲げる
である事業	事業とする。		である事業	事業とする。
の内容	(1) 展示会等出展事業		の内容	(1) 展示会等出展事業
	自社製品及び自社			
	技術の販路拡大につ			
	<u>なげるための</u> 県外で			県外で
	開催される展示会等			開催される展示会等
	<u>への</u> 出展 <u>とする。</u>			<u>に</u> 出展 <u>し、新規取引</u>
				<u>先</u> の開拓を図る取組
	(2) <u>Web</u> 商談推進			(2) <u>オンライン</u> 商談推進
	事業			事業
	<u>Web</u> 商談に			<u>オンライン</u> 商談に
	必要な機材 <u>の</u> 整備、			必要な機材 <u>を</u> 整備 <u>し</u> 、
	<u> 販路拡大に必要なホ</u>			
	<u>ームページの改修、動</u>			
	<u>画作成等の</u> 受注機会			
	の増大を図る取組 <u>と</u>			の増大を図る取組
	<u>する。</u>			
補助対象経	補助対象経費は、販路開拓に		補助対象経	補助対象経費は、販路開拓に
費	要する別表に掲げる経費(消		費	要する別表に掲げる経費(消
	費税及び地方消費税の額を			費税及び地方消費税の額を
	除く。)とする。ただし、 <u>こ</u>			除く。)とする。ただし、 <u>他</u>
	の補助金と同様の趣旨の他			団体の
	<u>の</u> 補助金等の交付を受けて			補助金等の交付を受けて
	いる場合は、当該 <u>他の</u> 補助金			いる場合は、当該補助金
	等の額を控除した額を補助			等の額を控除した額を補助
	対象経費			対象経費 <u>とし、市の他の補助</u>

			金等の交付を受けている場
			合は、併給を認めないものと
	する。		する。
交付の率又	補助対象経費の2分の1以内	交付の率又	補助対象経費の2分の1以内
は金額	の額(1,000円未満切捨て)と	は金額	の額(1,000円未満切捨て)と
	し、 <u>100 万円</u> を上限		し、 <u>1 社当たり 80 万円</u> を上限
	とする。		とする。 <u>ただし、オンライン</u>
			商談推進事業に係る補助金
			の交付は、同一事業者につき
			1回限りとする。
補助事業者	展示会等出展事業にあって	補助事業者	展示会等出展事業にあって
の範囲	は次に掲げる(1)及び(2)の	の範囲	は次に掲げる(1)及び(2)の
	要件を満たす事業者とし、		要件を満たす事業者とし、
	Web 商談推進事業に		オンライン 商談推進事業に
	あっては(1)から(3)までの		あっては(1)から(3)までの
	要件を満たす事業者とする。		要件を満たす事業者とする。
	(1) 略		(1) 略
	(2) 補助事業の完了時に		(2)
	市税を滞納していない		市税を滞納していない
	こと。		こと。
	(3) 略		(3) 略
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>

(軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な 内容の変更とは、補助金交付の目的の達成 <u>に支障を来すことのない事業計画の変更</u> 又は補助対象経費の20パーセント以内の 減額の変更とする。

(実績報告)

第6条 規則<u>**第12条第1項第3号**</u>に規定する補 **第5条** 規則**第12条** に規定する補 助事業等実績報告書に添付する市長が必要

(実績報告)

助事業等実績報告書に添付する市長が定め

と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) \sim (4) 略

第7条 略

附則

1 略

(読替規定)

条の規定による新型コロナウイルス感染症 等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業 書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 展示会等出展事業

経費区分	内容等		
	略		
商品・技術	パンフレット等の印刷物(制作		
のPR媒体作	費用を含む。) <u>。ただし、</u> 補助対		
成経費	象経費の上限は、30万円とする。		
	略		
交通費	下記のとおり <u>とする</u> 。ただし、		
	いずれも宿泊費は対象外とす		
	る。		
	(1) • (2) 略		
略			

(2) <u>Web</u> 商談推進事業

経費区分	内容等	
略		
役務費	上記の機器等の運搬費、	設置費
	等	

る 書類は、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 略

第6条 略

附則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59 条の規定による新型コロナウイルス感染症 等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業 者に限り、<u>第6条第4号</u>中「市税に滞納がな | 者に限り、<u>第5条第4号</u>中「市税に滞納がな いことが分かる証明書」を「誓約及び同意 | いことが分かる証明書」を「誓約及び同意 書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 展示会等出展事業

経費区分	内容等		
	略		
商品・技術	パンフレット等の印刷物(制作		
のPR媒体作	費用を含む。) に係る 補助対		
成経費	象経費の上限は、30万円とする。		
	略		
交通費	下記のとおり。ただし、		
	いずれも宿泊費は対象外とす		
	る。		
	(1) • (2) 略		
略			

(2) <u>オンライン</u>商談推進事業

経費区分	内容等		
略			
役務費	上記の機器等の運搬費、	設置費	
	等		

ホームペー 販路拡大を目的としたホームペ ジ制作・改 ージの作成、改修費等	
<u>良費</u>	
動画作成費 販売促進用動画作成費等	
略	略
備考略	備考略

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。